

在留邦人の皆様

在クライストチャーチ出張駐在官事務所・新事務所開設のお知らせ

2011年2月22日のクライストチャーチ地震発生後、当事務所は、ハートランド・ホテル・コッツウォルド 810号室の臨時事務所にて業務を行っていましたが、2012年1月16日(月)より、以下の場所に新事務所を開設し、業務を行なう運びとなりましたのでご案内致します。

在クライストチャーチ出張駐在官事務所・新事務所の所在地及び連絡先
所在地：

Consular Office of Japan

12 Peterborough Street, Christchurch

「The George Christchurch」(ジョージホテル)の隣

(郵便宛先：PO Box 13-748 Christchurch 8141)

電話：03-366-5680

F A X：03-365-3173

e-mail：cojchc@jpncon.org.nz

領事事務受付時間：

月曜日～金曜日 09:30～12:00, 14:00～16:00

(予め指定された休館日を除きます)

新事務所が取り扱う領事業務の内容は次のとおりです。

- 1 在留証明書、署名証明書、警察証明書、身分事項証明書等の申請・発給
- 2 出生、婚姻、離婚等の戸籍・国籍関係の届出
- 3 旅券の発給申請・交付(新規発給、切替、訂正等)
- 4 在外選挙人登録・変更の受付
- 5 帰国のための渡航書の申請・発給

(その他の業務については、ご来館の前にお問い合わせください)